

# 外皮の熱性能に関する特別な評価の考え方について

- 住宅及び建築物について、外皮基準(H11年レベル)を満たすことを原則とする。

## 考え方(案)

ただし、以下の例外を認めることとする。

### 例外1

- ・ 特別な調査又は研究の結果に基づき、一次エネルギー消費量の基準は満たした上で、概ねH11年レベルの外皮の熱性能を確かめることができる計算を行う場合。
- ・ 特別な調査又は研究の結果に基づき、改正後の省エネ基準と同レベルの省エネ性能を確かめることができる計算を行う場合。

### 例外2

規格化された型式の住宅であって、一次エネルギー消費量の基準は満たした上で、概ねH11年レベルの外皮の熱性能を有するものとして国土交通大臣が認める場合。

### 例外3

地域の気候及び風土に応じた住まいづくりの確保の観点から、一次エネルギー消費量の基準は満たした上で、所管行政庁が認める場合